

人と暮らし 環境に優しい 福祉社会の実現

ふくい 労福協

改装第63号
2013年7月22日発行
〒910-0801 福井県福井市東町1丁目3番地
TEL 0776-21-9929
FAX 0776-21-9929
代表 吉田哲夫

2013年度 中央労福協 全国研究集会 報告

テーマ 『協同組合と労働組合の連携で 共助の輪を拓けよう』

6月6日(木)～7日(金)、高知市にて「協同組合と労働組合の連携で共助の輪を拓けよう」をテーマに中央労福協「全国研究集会」が開催され、全国の地方労福協、福祉事業団体、労働組合等から222名(福井3名)が参加した。開会にあたり主催者代表の中央労福協 山本幸司副会長は、「今研究集会で学び、今何をしなければならぬのか、直面する課題に向かつて、新たな一歩を踏み出す契機にしてほしい」と挨拶した。続いて、開催地の高知労福協 間嶋祐一会長が「大震災で多くのことを学んだ。それは支えあい助け合いであり、今後も皆さんとともに取組んでいきたい」と挨拶。その後、高知県の副知事 岩城氏から産業振興計画の推進内容や官民協働での取組みなど地元代表として挨拶を行い、集会を開始した。今回のテーマは「開催趣旨(別記参照)」のとおり、プログラムは特別講演(I・II)及び特別報告とパネルディスカッションの構成で概要は次の通りです。

初日の特別講演Iは、「賀川豊彦氏の理念から学ぶこと」を演題に、

鳴門市「賀川豊彦記念館長 田辺健二氏が講演を行った。賀川豊彦とは誰か、軌跡について、「明治21年神戸で誕生、両親の死(4歳)、一家離散、その後徳島でキリスト教信仰、東京・アメリカへ渡り学問探究、再び神戸で「救貧から防貧へ」、労働・農民組合運動で活躍、協同組合・平和運動に先駆的な役割を果たした」と語った。また協同組合思想の形成の中で、「問題意識の核心→どうして人間はこのように不幸なのか?愛の不在か?貧困・腐敗があり、争い、戦争があるのか?その根本に「心と経済」の問題がある。これを理解するのは、相互扶助、友愛、協同組合である」とそれが、すべての人の幸せにつながる、賀川氏の協同組合思想や理念について解説され講演を終えた。

特別講演IIは日生協連合会 執行役員の青竹豊氏の講演で、「ICA(国際協同組合同盟)の2020年チャレンジ日協の展望」と題し、国際協同組合年の背景や2020年までに目指すもの(①経済社会環境の持続可能性において定評のあるリーダー②人々に最も好まれ

共助の輪を拓けよう

の事業モデル③最も急速に成長する事業形態の三つの目標を掲げ、それを達成すべき課題など説明を行った。翌日は、静岡労福協の八木衛事務局長から「全国に先駆けて、ライフサポートセンター友の会を設立した経緯や活動などの運営について特別報告があった。続いて、『協同組合・労働組合の具体的な連携に向けて』、連合・労金協会、全労済、日生協、全労協、全労連、全労金の6名のパネラIとCN(中央労福協)によるディスカッションを行い、研究集会は終了した。

昨年国連が定めた「国際協同組合年」を契機として、協同組合の存在価値や意義等の議論が高まりました。

労働者福祉事業団体としての労働金庫や全労済は、労働者の生活上のニーズをみたくものとして、労働団体、生協、労福協とともに立ち上げ、労働運動の環として役割を發揮してきました。

しかし、今日、労働組合と共に歩んできた協同組織は、労働組合の組織率の低下など社会構造の変化の中で、共助組織としての大きな曲がり角にあります。

中央労福協は、2009年に確認された「2020年ビジョン」で「連帯協同でつくろ安心共生の福祉社会をめざして連帯協同経済の領域拡大、貧困や社会的排除を許さず参加が保障される社会を作ること」を掲げました。

以上のこと踏まえながら、今研究集会では協同組合と労働組合の共助の輪を広げるために、様々な立場から考察し運動の輪を拓けよう。

生活保護法改革の動向を受けて福井で集会

2013年6月29日(土)フエニックスプラザ(福井市)において、生活保護基準引き下げ問題をどう考えるか、私たちの生活にどんな影響があるのかなどを基調とした講演やそれに関連する方々の声を聞く集会が行われた。(主催:反貧困キャラバン福井実行委員会、福井弁護士会や社会福祉士会、その他団体・個人の計66名参加(うち労福協連合福井団体で30名参加))

最初に吉永純氏(花園大学教授:全国公的扶助研究会会長)の基調講演で、「公的扶助による廃案になったもの/今回の改革の特徴は、貧困拡大の中で1950年保護法施行後、大幅な制度改正であり、国民生活に影響を与える可能性がある。生活困窮者支援法の新設もあるが、健康で文化的な生活は維持されるのか、また利用しやすい自立しやすい制度になるか、援助や支援はどうなるのか」について提起(改正の要点:次頁参照)された。

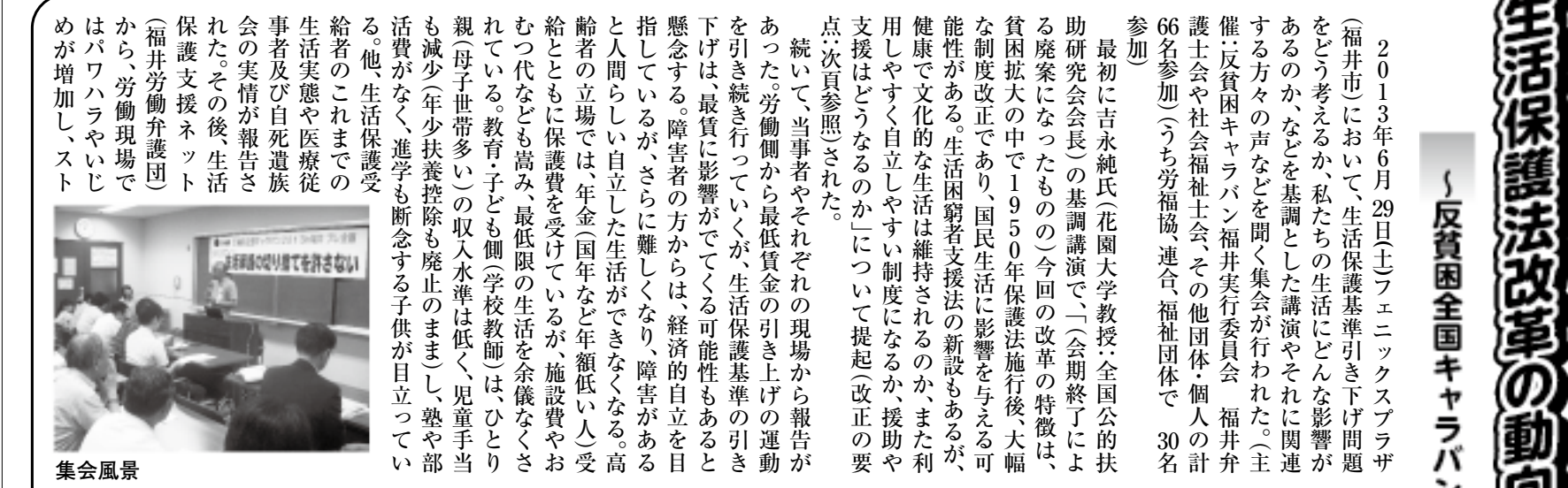
続いて、当事者やそれぞれの現場から報告があった。労働側から最低賃金の引き上げの運動を引き続き行っていくが、生活保護基準の引き下げは、最賃に影響がでる可能性もあると懸念する。障害者の方からは、経済的自立を指しているが、さらに難しくなり、障害がある人間らしい自立した生活ができなくなる。高齢者の立場では、年金・国年など年額低い人受給とともに保護費を受けているが、施設費やおむつ代なども高み、最低限の生活を余儀なくされている。教育・子ども側(学校教師は、ひとり親(母子世帯多い)の収入水準は低く、児童手当も減少(年少扶養控除も廃止のまま)、塾や部活費がなく、進学も断念する子供が目立っている。他、生活保護受給者のこころへの生活実態や医療従事者及び自死遺族会の実情が報告された。その後、生活保護支援ネットワーク(福井労働現場)から、労働現場ではバワハラやいじめが増加し、スト

レス性の疾病により生活苦になった人も少なく、生活保護の申請も含めた支援を行っている。また法テラスでの法律相談や訴訟の立替、免除制度もあるので、利用してほしいと報告。最後に、参加者全員で「集会アピール」を確認し、集会を終えた。

労福協の政策、制度に関する重点活動の一つに「格差貧困社会の是正、セーフティネットの強化」があり、最低賃金の大幅引き上げ、生活扶助基準の現行水準を尊重するよう求めている。これからの、労働者福祉運動として、この反貧困の活動に賛同してまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

政府は本年8月から生活保護基準の平均6.5%引き下げを強行した。また生活保護法改正案は通常国会で廃案になったものの、臨時国会に再度上程されること予想されている。この改正案によれば、保護申請には原則書面の提出が要求されることとなり、いわゆる水際作戦が合法化される恐れがある。また扶養義務者への通知の義務化等により、保護申請に対する一層の委縮効果も懸念される。

生活保護基準の引き下げは、現在の生活保護受給者のみにとまらず、労働者、子ども、障害者、高齢者など社会全般に幅広く影響を及ぼすものである。生活保護制度は、我が国の最後のセーフティネットであり、命の最終ラインである。しかし、生活保護基準の引き下げや保護法改正によって、命の最終ラインが一層の後退を迫られている。貧困の格差拡大が大きな問題となっている昨今、このような貧困層をさらに苦しめるような政策は貧困格差の拡大を助長するばかりである。私たちが、政府のこのような政策に抗議し、セーフティネットの充実、強化を図ることにしよう。貧困の格差を解消し、この社会に暮らしやすくなる人に憲法25に規定された健康で文化的な最低限度の生活が保障される社会の実現を強く求めていくものである。



ろうきんの長期固定金利型住宅ローン おすすめラインナップ

■全期間固定金利型

(有担保) 返済金額は最後まで変わりません!

2013年9月30日まで 期間限定!!

全期間固定金利型住宅ローン

あんしん

「あんしん」は、返済終了まで金利と返済金額は変わりませんので安心してライフプランニングができます。

最下限金利	基準金利
年1.95%	年2.40%

■固定金利選択型10年

期間限定! 最下限金利引下げ中!

(2013年9月30日まで) ※新築住宅申込みの方

最下限金利	基準金利
年1.38%	年2.25%

■固定金利選択型20年

(きい~ぶ20)

最下限金利	基準金利
年1.90%	年2.35%

〈ろうきん〉ATMおよび〈ろうきん〉カード利用休止のお知らせ

〈ろうきん〉では、みなさまへのサービス・利便性向上をめざして、2014年1月5日に新しいオンラインシステムへの移行を予定しています。このため、右記の日程でオンラインサービスを休止いたします。ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

北陸ろうきん ATM利用手数料全額還元サービス (フルキャッシュバックサービス) 全国のコンビニ、郵便局、銀行等の自動機(ATM・CD)ご利用時のお引当手数料を全額お返しいたします。 ※北陸ろうきんキャッシュカードご利用時となります。 0円!

ゴルフツアー 第2弾!! 日本海にGOだあ〜! 能登和倉で泊2日プレー!!

お一人様 参加者が変動した場合代金の変更があります。

35,500円

(キャディなしプレー代+宿泊+バス代)

福井出発 6:30

ベストシーズンに 豪快なプレーを...

ゴルフ:9時スタート

- プレー:10月18日(金)・10月19日(土)
- ゴルフ場:朱鷺の台/能登島C
- 宿泊先:のと楽 (七尾湾の美しい夕陽...)

お申し込みは TEL.0776-21-2312 FAX.0776-26-3982

お申込み締切日 9月30日(月)

全労済福井県本部 2013 経営委員会・地区推進委員会 合同会議の報告

2013年度が始まるにあたって、2013年6月2日(日)あわら温泉「まつや千千」にて、経営委員会と地区推進委員会の4役の方々を集め、推進活動計画の理解を深めるための合同会議を開催いたしました。

1. 講演：「労働者自主福祉運動における労福協・連合と労働組合の役割」

山岸会長より労働者自主福祉事業の歴史、協同組合の底流には「助け合いの精神」があることや、福祉事業団体が会費の面でも連合や労働組合の活動を支援していること、労働組合とは一心同体の関係であること、その事業が組合員のためであることを伝えていただきました。

2. 分散会

山岸会長の講演をうけて、3つのグループに分けて分散会を行い、たくさんの全労済に対するご意見をいただきありがとうございました。皆さまからいただいたご意見は、大きく次の2つに集約することができました。

■いただいたご意見①

全労済の良さが分からない(全労済の良さを伝えられない)、簡単に伝えられる何かがあれば、もっとすすめられる。

■このご意見をうけて…

あらためて全労済を簡単に伝えるための言葉を考えてみました。

「保障の生協 全労済」

競争社会になってしまった今だからこそ、生協ということをおらためて伝えていく必要があると捉えました。非常に短い言葉ですが、全労済を端的に表しています。保障を提供する生協、それが全労済です。皆さまも、「全労済は保障の生協だから、みんなに知ってもらい、理解してもらい、利用してもらいたい」という事を一緒に広めていただくようお願いいたします。



講師：福井県労働者福祉協議会・日本労働組合総連合会福井県連合会 会長 山岸克司



会場風景

■いただいたご意見②

組合員、協力団体と元気にコミュニケーションを! 他と比べると職員数が極端に少ないから、接点時間を極端に増やすのは難しいはず。だからこそ、訪問時のコミュニケーションを大切にしたい。

■このご意見をうけて…

これまで、私たちは協力団体との関係に依存してしまい、いつの間にか組織全体として受身になってしまい、協力団体への訪問も推進するための過程と捉えていたかもしれません。

「組合員のお役にしたい」

これが私たちの訪問する理由です。この想いを常に意識して、訪問時のコミュニケーションを大切にしていきたいです。そして、これまで訪問回数が少なかった協力団体へも組合員のお役にたつために、積極的な訪問をしていくことをお約束します。



福井県民生協 第35回通常総代会開催!!

6月27日(木)、県民せいきょう本部センターで、第35回通常総代会を開催しました。当日は246人(採決時の出席人数)の総代のみなさんに参加いただきました。竹生理事長からは、東日本大震災支援に対する御礼のほか、今年が創立35周年を迎え、改めて創立の原点を見つめ直し、これからも組合員の参加・参画、つながりを大切に社会的役割を果たしていくなどの挨拶がありました。また、ご来賓として西川福井県知事よりご挨拶を頂戴しました。

2012年度の出資配当金・利用高割戻し金が決まりました。

※総代会報告と議案の採決状況については、「がんばらにゃ」8月号にて報告いたします。

【割戻し金の内訳】	
出資配当金	…0.20%
出資金額の0.20%を配当として還元いたします。(ただし配当金の20.42%(震災復興特別割戻金)が現金として差し引かれます)	
利用高割戻し	
宅配サービスたんぼほ便・ハーツ	…0.37%
宅配サービスたんぼほ便利用高(ガンリン・共済・車検などは除く)と、ハーツ利用高(テナントは除く)合計の0.37%を利用高割戻しとして還元いたします。うち0.05%を産直交流促進基金として拠出をお願いします。産直交流活動などに使わせていただきます。	

組合員還元総額は、1億5,795万円です。

- 剰余金処分による組合員還元→7,721万円
- ステップアップ還元→8,073万円

※1万円未満の端数を切り捨てて表示しています。左記の割戻しに、個人の年間ご利用状況に応じたステップアップ還元分をプラスして、7月4日(7/22日～7/26日)の配達時、または郵送にて通知書をお届けします。co・op共済(たすけあい)の割戻し金については7月20日頃郵便にて通知書を送付させていただきます。



7月22日以後、ご自宅にお届けされた「県民せいきょう 利用割戻しのハガキ」を持って、ぜひハーツにお買い物に起こしてください!!

- ハーツや移動店舗「ハーツ便」のお買い物券としてご利用できます! (清算前にレジにご提出ください。お釣りも出ます)
- 宅配サービスたんぼほ便でご利用できます。(10月1回商品代金より差し引き)。配達担当者までご提出ください。
- 東日本大震災復興支援活動へ募金できます。(配達担当者またはハーツサービスコーナーにご提出ください)

※ご利用期間を過ぎた場合は、出資金に振り替えさせていただきます。

ご利用申請期間

7月27日(土)～
8月31日(土)まで

割戻し金は
次の方法で
お使い
いただけます

年金セミナー

【知っておきたい 年金受給と働き方】

厚生年金の仕組みと手続きについて学ぶセミナーです。

特に、今年4月から61歳にならないと特別支給の老齢厚生年金が受給できない方にお勧めです。

- 日時/2013年7月27日(土) 午前10時
- 場所/福井市問屋町1丁目35番地 ユニオンプラザ福井3階
- 講師/特定社会保険労務士 湯川勢津子 氏
- 定員/50名 要予約 参加費無料
- お問合わせ先/(公財)福井県労働者福祉基金協会 (0776) 22-6222

生活保護法改正・制度改革の要点

- (1)「水際作戦」の法制化(24条)
 - 保護の申請には「申請書」と「下書類」が必要
 - ①申請書⇒要保護者の氏名・住所、保護を受ける理由、資産・収入の状況(就労・求職・扶養の状況)
 - ②申請書には、保護の要否、種類、程度等を決定するための書類の添付が必要
 - ③扶養義務を履行していない扶養義務者には、保護開始時に書面で通知
- (2)稼働層に対するワークファーストの指導強化
 - ①保護開始時点で6月を目処に、集中的就労支援
 - ②対象者=就労による自立に向け支援が効果的な者
 - ③自立支援活動確認書を締結(清掃・管理・整備・向上・・・)
 - ④脱却困難な場合、低額であっても一旦就労することが基本
- (3)福祉事務所の調査権限強化(就労状況、保護費の支出状況も)。官公署の回答義務規定
 - ・不正受給への罰則の引上げ(3年以下の懲役、罰金30万円→同懲役、100万円へ) + 加算金40%
 - ・徴収金を保護費と相殺可能に
 - ・扶養義務者へ報告を求めることができる
- (4)受給者は自ら健康の保持、増進に努める
 - ・医療扶助の適正化
 - ⇒指定医療機関制度の見直し…… [指定取消、更新制]
 - 後発医薬品の使用促進……… [事実上の義務化]

ユニオンプラザ福井

— (一社) 福井県労働福祉会館 —

新理事長挨拶



日頃より、格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

6月24日の総会におきまして、宮下正一氏の後任として、理事長に就任いたしました。

当会館が勤労者の砦として、また皆様がいよいよ会館の設備や備品の環境整備に努めるとともに、安定した運営を念頭に事業を進めていきたいと考えております。なにとぞ、前任者同様に、ご指導・ご協力をお願い申し上げます。

平成25年6月

理事長 小林 宣之

ユニオンプラザ福井の各スペース

静かに…、真剣に…、ワイワイと…、お気軽にご利用ください。

会議室・ギャラリー・喫茶室をご利用いただけます。(料金は会館事務局へご相談下さい)



福井市問屋1丁目35
TEL0776-26-1828
FAX0776-21-2886
E-mail/info@union-plaza.jp
URL/http://www.union-plaza.jp

写真でみる労働福祉団体の総会風景

